

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件公告に係る物品の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件公告に係る物品の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に(1)から(3)に該当することとなった場合は、入札を辞退します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- (2) 事業税、消費税、地方消費税、市税を滞納していません。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、市税の納税状況に関し、秦野市が関係公簿を調査することに同意します。
- (3) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

2 競争参加資格確認について

かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので御注意ください。

次のとおり条件付き一般競争入札（物品）を執行しますので、秦野市契約規則（昭和３９年秦野市規則第２３号。以下「契約規則」という。）第８条の規定により公告します。

秦野市総務部契約検査課

１ 入札に付する物品及びその内容等

別紙「物品概要書」のとおりに

２ 競争参加資格に関する事項

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格者名簿（当該物品に係る業種）に登録されていること。
ただし、次の事項のいずれかに該当する入札参加は、できません。

ア 協同組合等が参加する入札において、その構成員による単独での同一入札への参加

イ 本市が実施する競争入札参加資格者実態調査の結果により、資格を満たしていないと通知した本店又は受任者による入札への参加

- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

- (3) 「秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準」（平成１７年４月１日施行。以下「措置基準」という。）に基づく停止措置の期間中の者でないこと。

- (4) 本市内に新たに本店又は受任地を設けた者が本市内に本店又は受任地を有することを所在地要件とする入札に参加する場合は、本市又は転入前住所地区町村が直近に課税した住民税（固定資産税も課税されているときは、住民税と固定資産税の両方）の納税証明書を本市に提出していない者でないこと。

- (5) 事業税、消費税、地方消費税、市税を滞納している者でないこと。

- (6) その他物品概要書に記載の競争参加資格要件を満たしていること。

3 競争参加資格の確認に関する事項

(1) 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認のうえ、「物品概要書」に記載した期限までに「かながわ電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

(※「参加資格要件を御確認ください」のメッセージが出た場合において、資格を備えていることが自己確認できた場合は、本市契約検査課に連絡したうえで申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出る場合があります。)

(2) 競争参加資格確認通知

「システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

なお、審査の結果について不服がある場合は、申し立てることができます。

4 入札の中止等

- (1) 競争参加資格を有すると認められた者が2者に満たないときは、入札を中止する場合があります。
- (2) 必要と認めるときは、入札を中止し、又は延期します。
- (3) 前2号の場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

5 入札書の提出

- (1) 設計図書等に「同等品可」と記載されている案件について、同等品を選定して見積もるときは、物品概要書に記載する質問期限までに発注担当課にて同等品の確認を受けてください。
- (2) 入札書は「システム」により「物品概要書」に記載した期間に提出してください。
- (3) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

- (4) 単価契約及び長期継続契約等の案件では、入札書記載金額及び契約方法について特に定めがある場合がありますので、物品概要書に記載する事項を確認してください。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）をもって落札価格とします。ただし、内訳の中に課税対象分と非課税対象分を含む案件については、入札書に記載された金額から非課税対象分を差し引いた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (6) 提出期限を過ぎても入札書の提出がないときは、辞退したものとみなします。
- (7) 入札書の提出に当たり、障害が発生したときは、入札書の提出期限までに本市契約検査課に連絡し、指示を受けてください。
- (8) 本市に到達した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札を無効とします。

- (1) 第3項の規定による競争参加資格を認められない者が行った入札
- (2) 落札決定までの間に第2項各号に掲げる競争参加資格を満たさなくなった者が行った入札
- (3) 契約規則第19条に該当する入札
- (4) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

7 最低制限価格

適用はありません。

8 疑義等申立期間

適用はありません。

9 落札候補者及び落札者の決定に関する事項

- (1) 調達案件では予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を、売払案件では予定価格以上で最高の価格をもって入札を行った者を、落札候補者とします。落札候補者に対しては、第2項各号に掲げる要件を満たしているかの審査（以下「審査」という。）を行い、満たしていることが確認できた場合に、その者を落札者として決定します。

なお、その者が第2項各号に掲げる要件を満たしていることが確認できないときは、その入札を無効とし、次に価格の低い入札者について審査を実施し、以下、同様に審査します。

- (2) 調達案件では最低の価格をもって入札を行った者（売払案件では最高の価格をもって入札を行った者）が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。

- (3) 第3項第1号の競争参加資格確認申請に当たって同種業務実績報告書の提出を求めた案件においては、落札者は、その同種業務実績報告書に記載した業務の契約書のほか、その業務内容を確認することができる書類を、契約書とともに提出しなければなりません。
- (4) 内訳書の提出が必要な案件であるときは、落札者は、入札金額内訳書に必要事項を記入して、契約書とともに提出しなければなりません。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、免除します。

11 契約の締結

- (1) 落札者が契約締結までに第2項各号に掲げる競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

- (5) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年秦野市条例第 32 号）第 3 条の規定に該当するもの（予定価格の金額が 2 千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いに係る契約）は、秦野市議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく参加資格の制限又は措置基準に基づく停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととします。

1.2 契約条項を示す場所

総務部契約検査課（市役所本庁舎 5 階）

1.3 補則

- (1) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (2) 公正に入札を執行できない、又はそのおそれがあると認められる場合は、その入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (3) 開札した後であっても、契約が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤り等、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を無効とすることがあります。
- (4) 「システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、本市契約検査課にお問合せください。
- (5) 前各号に定めるもののほか、秦野市電子入札運用基準（平成 18 年 4 月 1 日施行）及び契約規則の定めるところによります。

物品概要書

入札番号	5 0 2 4 1 0 2	
件名	令和2年度軽貨物自動車（ワンボックス・4WD）の賃貸借（その2）（長期継続契約）	
入札方法	電子入札	
入札回数	2回	
納品場所	秦野市桜町一丁目地内	
物品概要	軽貨物自動車（ワンボックス・4WD）の賃貸借1台 ※詳細は仕様書のとおり	
賃貸借期間	令和3年1月1日から 令和10年12月31日まで	
最低制限価格	適用なし	
競争参加資格要件	登録業種	物件の借入れ
	所在地要件	なし
	必要とする資格	—
	その他	過去10年以内に、官公庁の発注する同種業務を元請で受注した実績があること。 ※「同種業務受注実績報告書」に、契約件名、発注者及び業務概要等の必要事項を記載し、電子入札システムによる競争参加資格申請時に添付ファイルで提出してください。なお、実績については、賃貸借期間が終了したもの又は1年以上を経過したものに限る。 落札者となった場合、提出した受注実績について、その契約書の写しを提出していただきます。 なお、報告書の様式は、本市ホームページにありますので、ダウンロードして使用してください。 ※秦野市内に本店又は受任地を有する場合は提出の必要はありません。
競争参加資格確認申請方法	電子入札システムにより行ってください。	
競争参加資格確認申請期間	令和2年7月8日（水）	午前8時30分から
	令和2年7月10日（金）	午後5時まで
競争参加資格確認通知	令和2年7月15日（水） 電子入札システムにより行います。	
設計図書の配付 （ダウンロード）	本市契約検査課ホームページからのダウンロードによる配付とします。ホームページ下部の「設計図書等のダウンロードはこちら」のボタンを押し、パスワードを入力してください。ダウンロード用パスワードは、電子入札システムの調達案件概要の備考欄に記載しています。	
質問の期限及び方法 並びに回答の方法	令和2年7月15日（水）午後5時まで受け付けます。 担当課へ電話連絡の上、質問書をファックス又はメールしてください。電子入札システムの質問回答機能の利用不可。担当課の名称、電話番号等は、設計図書中の「設計図書に関する注意事項」に記載しています。 ※電子入札システムの質問回答機能や電話による質問には対応できませんので御了承ください。 ※回答は、質問者のみに行います。ただし、全参加者にお知らせする必要がありますときは、入札書受付開始前日の午後5時までに本市ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。	
契約方法及び入札書記載金額	本件は、「秦野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定により96か月の長期継続契約とします。 月額で契約することとしますので、入札は必ず「月額（税抜き）」で行い、消費税を乗じた後の税込み金額について端数の出ないようにしてください。	

物品概要書

入札書受付期間	令和2年7月20日（月） 午前8時30分から 令和2年7月22日（水） 午後3時まで
入札の中止	入札書提出者がいないときは、入札を中止します。
開札日時	令和2年7月27日（月） 午前9時から入札番号順に開札します。
	開札結果及び落札事業者の公表は、令和2年8月4日（火）に行います。
開札場所	秦野市役所本庁舎5階入札室
納税状況調査期間	執行保留通知の到着後から 令和2年8月3日（月）
契約締結予定日	令和2年8月4日（火）
備考	—